

令和6年度「介護職員等処遇改善加算」に係る賃金について

●加算を受給する介護サービス・加算要件

介護サービス	サービス提供体制強化加算の届出区分	算定要件	【処遇改善加算の届出区分】R6.4月～5月						【処遇改善加算の届出区分】R6.6月以降	
			介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算	介護職員等 ケア支援加算	処遇改善 加算率	特定処遇 加算率	ケア支援 加算率	介護職員等処遇改善加算	介護職員等 処遇改善加算率
老健	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士80%以上	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	有	3.9%	2.1%	0.8%	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	7.5%
MD通所リハ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士70%以上	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	有	4.7%	2.0%	1.0%	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	8.6%
ケアステ	特定事業所加算（Ⅰ）	介護福祉士30%以上かつ他条件をクリア	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	有	13.7%	6.3%	2.4%	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	24.5%
WL通所リハ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	有	4.7%	2.0%	1.0%	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	8.6%
夕暮デイ	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	勤続7年以上の職員が30%以上	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	有	5.9%	1.0%	1.1%	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%

●その他の加算要件（キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件）

キャリアパス要件として	Ⅰ	職責における職務内容等を定め賃金体系を定めている。
	Ⅱ	研修の機会を確保し、実務者研修で3万円を補助している。
	Ⅲ	一定の基準に基づく昇給判定、経験年数に応じた昇給を実施している。
職場環境要件として	入職促進	「職員としての心得」を配布し経営理念を明確化している。
	資質の向上	定期的な面談・相談機会の確保を実施している。
	両立支援	民間の保育所と提携している。
	健康管理	短時間職員も含め全職員に定期健康診断を実施している。
	教務改善	TQM活動により業務改善を実施している。
やりがいの醸成	全体朝礼や管理会議等で法人の理念等を案内している。	
見える化要件として		ホームページへの掲載を実施している。

●幸信会における賃金改善対象者 ※前年同様に対象者の変更は無し。（診療報酬上の介護職員にも支給しています。）

「経験・技能のある介護職員」①

(a) ① ・介護福祉士であり、法人内介護経験10年以上の介護主任、介護副主任、介護主任補佐、介護リーダー、サービス提供責任者

「他の介護職員」②③④

(b) ② ・介護主任補佐、介護リーダー、常勤の介護士 ③ ・非常勤の介護士 ④ ・非常勤の入浴介護士

●賃金改善額

	①	②	③	④
介護職手当	月額28,000円	月額28,000円	時給50円の増額	時給50円の増額

●賃金改善の実施時期（期間）

令和6年6月（6/16～7/15）の賃金から令和7年3月（3/16～4/15）まで

（注）来年少も介護職員等【新3加算】の算定を予定していますが、加算の算定状況により、本賃金改善は減額または終了となります。